

大和郡山市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため地域密着型サービス（介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的として、地域密着型サービス施設等の整備を行う事業者に対し、当該施設の整備に要する経費の一部について、予算の範囲内において交付する大和郡山市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金（以下「市補助金」という。）の交付に関し、奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）及び大和郡山市補助金交付要綱（以下「市要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の対象事業)

第2条 市補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県要綱第2条に規定する事業のうち、市補助金を交付しようとする年度において奈良県が奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金の交付対象としたものとする。

(補助対象経費)

第3条 この要綱において補助の対象となる経費は、県要綱第3条に掲げる経費とする。ただし、他の負担金、補助金等において補助の対象となる経費を除く。

(市補助金の額)

第4条 市補助金の額は、県要綱第4条により算定され、奈良県から交付決定通知のあった補助金の額に相当する額とする。

(市補助金の交付の申請)

第5条 市補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、大和郡山市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 位置図及び平面図等
- (3) 収支予算書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(市補助金の交付の条件)

第6条 補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く。）には、事前に書面で市長に申請し、承認を得なければならない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合（一部の中止又は廃止を含む。）には、事前に書面で市長に申請し、承認を得なければならない。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業により取得され、若しくはその効用を増した不動産及びその従物又は同事業により30万円以上の価格で取得された機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 前項の規定により市長の承認を得て補助対象財産を処分し収入を得た場合には、市長からその収入の一部又は全部の納付を求められたときは、速やかにこれに従わなければならない。
- (6) 補助対象財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により市補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

この場合において、市長から当該仕入控除税額の一部又は全部の納付を求められたとは、速やかにこれに従わなければならない。

- (8) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管し

ておかなければならない。

- (9) 補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 補助対象事業を行うために締結する契約については、原則として一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

2 市長は、補助事業者が前項第1号から第11号までの規定に違反した場合には、交付済みの市補助金を返還させることができるものとし、当該補助事業者はこれに従わなければならない。

(市補助金の交付の決定)

第7条 市長は、第5条の規定による市補助金の交付の申請を受理したときは、申請書類等によりその内容を審査し、市補助金の交付の是非について決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、大和郡山市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(指示及び検査)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 前条の規定による市長の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、市長は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(事業実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了後速やかに、大和郡山市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、

市長に提出するものとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 建築物検査済証の写し
- (4) 収支決算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(市補助金の額の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類等によりその内容を審査し、市補助金の額を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の決定をした場合は、速やかにその決定の内容を当該事業実績報告をした事業者到大和郡山市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金確定通知書(様式第 4 号)により通知するものとする。

(市補助金の交付請求等)

第 12 条 前条第 2 項の通知を受けた者は、大和郡山市地域密着型サービス施設等促進事業 補助金交付請求書(様式第 5 号)により補助金の支払請求を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に市補助金を交付するものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。